

topics

01 休日の住民票・印鑑証明の交付

住民課
戸籍年金 G

町外勤務等のやむを得ない理由により、平日の時間内に役場に来ることができない方のために、事前に電話予約を受け、休日に住民票・印鑑証明を交付します。

希望の方は、役場の勤務時間内（8時30分～17時）に電話で事前に予約してください。

■申請資格 本人または、同一世帯員に限ります

■証明書交付日に持参する物

- ・住民票は、本人確認できるもの（運転免許証または健康保険証などの写真付でないものは2つ）
- ・印鑑証明は、印鑑登録証カード（登録番号が一致するもの）
- ・交付手数料は、お釣りが無いようお願いいたします。（住民票1通400円・印鑑証明1通500円）

topics

02 空き家・空き地情報バンクをご利用ください

まちづくり課
企業誘致 G

南幌町では、町内にある不動産（空き家や空き地）の有効活用と定住促進を図ることを目的に、売買や賃貸に関する情報をホームページや広報誌で提供しています。町内に売買や賃貸を希望する「空き家または空き地」をお持ちの方は、当制度をご活用ください。登録に関する詳細や物件の写真等は、南幌町ホームページ「いな暮らナビ」をご覧ください。お気軽に問い合わせください。

※この制度は物件の情報提供を行うもので、斡旋や仲介等は一切行いませんので、物件に関する売買・賃貸の交渉や契約については当事者間で行っていただきます。

■新規登録物件情報

種類	形態	所在地	地目	面積	面積
土地	売買	西町4丁目1383-37	宅地	304.00㎡ (約92坪)	1,800,000円

※空き地・空き家バンク登録は、随時受付しています（不動産業者に管理等を委任している場合も可能）

topics

03 健康いちばん！特定健診を受けましょう

住民課
医療介護 G

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。年に一度、ご自身の健康状態を確認するために特定健診を受診しましょう。

■対象者 南幌町国民健康保険加入者で35歳以上の方及び後期高齢者医療制度に加入している方

日程	実施場所	申込期限	申込先	検査料金	検査項目
8月9日(日)	あいくる	7月17日(金)	あいくる	1,000円	身体計測、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、血糖、貧血、腎機能等)、尿検査、心電図検査
10月25日(日)	町立南幌病院	9月30日(水)	☎378～5888		
随時(月～土曜日)	町立南幌病院	随時受付	☎378～2111		
随時(月～金曜日)	みどり野医院 長沼内科消化器科		☎378～2648 ☎0123～82～5333		

■南幌町国民健康保険加入者以外の医療保険に加入の40歳から74歳までの方は、加入している各医療保険者のご案内に基づいて受診してください。

topics

04 商工会ふれあいまつり・姉妹町熊本県多良木町物産展

産業振興課
まちづくり課

ステージショーや各種売店、町観光協会と姉妹町多良木町の特産品の販売等もあり、更にまつりの後半には大抽選会や花火大会も予定しています。楽しい夏のイベントに、ぜひお越しください。

■日時 7月25日(土) 12時～20時

■場所 中央公園（雨天の場合は改善センターで行います）

■内容 商工会：売店、ステージイベント、花火大会

物産展：球磨焼酎、多良木町特産品の販売、町観光協会特産品の販売

北海道医療給付事業とは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母または父及び児童並びに乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担の一部を助成する事業です。

次の要件に該当すると思われる方は、必要書類を持参のうえ、申請手続きを行ってください。各受給者証の更新は、前年の所得等をもとに8月からの受給資格を判定し、更新できる方には7月末までに新しい受給者証を郵送します。なお、申請が必要な方については、個別に通知します。

■対象範囲等（各事業とも所得制限が定められています）

事業内容	自己負担額	申請必要書類
重度心身障がい者	医療費の1割負担 月額上限 入院 44,400円 通院 12,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ・印鑑
身障1級、2級及び3級の内部障がい		
重度知的障がい者 (IQおおむね35以下、身体障がい者にあつてはおおむね50以下)		
精神障害者保健福祉手帳1級（入院除く）		
ひとり親家庭等	※住民税非課税世帯、3歳未満児は初診時一部負担金のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・在学証明書（18歳以上20歳未満の被扶養者）
母子家庭の母または父子家庭の父の入院		
母子家庭または父子家庭の子の入院・通院 (18歳未満の児童及び20歳未満の扶養されている者)		
乳幼児		
入院：小学校6年生まで 通院：小学校就学前まで		
児童生徒等	医療費の1割負担 月額上限 入院 44,400円 通院 12,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑
入院：中学生～高校生等 通院：小学生～高校生等		

平成27年度特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証及びウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別推進事業）医療受給者証更新申請を次の日程で行いますので、保健所から受給者の皆さんに送付された関係書類に必要事項を記入のうえ提出してください。

■受付場所・期間

■岩見沢保健所(岩見沢市8条西5丁目) 7月13日(月)～24日(金)、8月3日(月)～14日(金)
9時30分～11時30分、13時～15時
※土・日曜日、祝日を除く

■岩見沢保健所由仁支所(由仁町新光195) 7月28日(火)～29日(水) 10時～15時

■お問い合わせ 北海道岩見沢保健所 (☎0126～20～0115)

米穀や米飯・米加工食品等を販売・提供する事業者の方々は、この法律に該当します。

■取引記録の作成保存

米穀商品の仕入・出荷の際には、必要取引記録を記載した帳簿か伝票類を3年間保存する。

■産地情報の伝達

米穀商品の生産・販売事業者は、伝票類に産地情報を含む取引記録か、米袋や商品等で産地情報を伝達する。外食店、弁当、宅配、出前等で米飯類を提供する事業者は、店舗において貼紙かメニュー等で産地伝達するか、宅配・出前等では、伝票類やチラシ、はし袋等で産地伝達する方法もあります。

■お問い合わせ

農林水産省ホームページまたは、北海道農政事務所消費・安全部業務課 (☎863～6031)

軽自動車等の所有者または使用者となった場合、その日（購入・譲渡された日）から、15日以内に登録することが義務付けられています。また、売却や他者への譲渡、廃棄等により所有者または使用者でなくなった場合にも、その日から30日以内に届出なければなりません。

※原動機付自転車や小型特殊自動車（田植機・トラクター・コンバイン・フォークリフト等）は、南幌町役場で登録手続きをし、ナンバープレートの交付を受けてください。

※軽自動車等をお持ちの方で、登録手続きをされたか分からない方や、お持ちの軽自動車等にナンバープレートがついていない方は、税務課までお問い合わせください。

※車種により、手続きを行う場所が異なります

	原動機付き自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車	軽四輪自動車・二輪車 (125cc以上250cc以下)	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)
手続き先	南幌町役場税務課課税G	札幌地区軽自動車協会 (☎050～3816～1763)	札幌運輸支局一般財団法人 北海道陸運協会札幌支部 (☎050～5540～2001)
持参するもの	新規⇒印鑑、販売証明書 譲渡⇒旧所有者、新所有者の印鑑 廃車⇒印鑑、ナンバープレート（当町で 交付）、交付証明書（当町で交付）	上記にご確認ください	上記にご確認ください

北海道日本ハムファイターズでは8月26日(水)18時から札幌ドームで行われる埼玉西武ライオンズ戦のC指定席に抽選で南幌町にお住まいの方50組100名をご招待します。※応募多数の場合は抽選

■申込方法

■往復はがき…観戦希望者（2人1組）の代表者の①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号⑥ファンクラブ会員番号（会員のみ）⑦昨年の札幌ドームでの観戦回数⑧応援デーを何で知ったか（広報、告知ポスター、その他）および宛先（返信はがき）を記入の上、申込みください。

※1組につき1通のみ有効。

■球団Web（<http://www.fighters.co.jp/kansen>）またはQRコードよりアクセス

■申込期間 7月1日(水)～21日(火)まで（当日到着分まで有効）

■申込先 〒062-8655 札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

株式会社北海道日本ハムファイターズ「南幌町民応援デー係」



■その他

当選者の方でS指定席・A指定席等をご希望される場合は、試合当日にチケット引換場所にて座席変更を受付します。(有料・席数限定あり)また、応募者の個人情報は北海道日本ハムファイターズが適切に管理し、本件を含むチケット関連のダイレクトメール・アンケート等による案内以外には利用されません。

広告

生活に密着した地元紙

北海道新聞
道新スポーツ

日本経済新聞
朝日・日刊スポーツ

朝刊配達スタッフ募集

- ・職種 朝刊配達
- ・年齢 高校生以上
- ・休日 週1回
- ・給与 月28,000円～80,000円
(配達区域によって変動あり)



北海道新聞松田販売所 ☎378-2755 FAX378-3310

topics

10

子育て世帯臨時特例給付金の申請を忘れずに！

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

消費税率引上げの影響等を踏まえ、臨時特例的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金の受付が6月1日からあいくるで始まりしました。まだ申請に来られていない方は、あいくるまでお越しください。

- 支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給される方
※特例給付を受給されている方は、対象となりません。
 - 対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
 - 支給額 対象児童1人につき、3,000円
 - 申請期間 9月1日(火)まで
 - 提出書類 申請書(児童手当現況届とあわせて送付しています)
※身分を確認できるものや、通帳の写しが必要になる場合があります。
※公務員の方は勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。
- ※臨時福祉給付金の受付は8月中旬を予定しています。

topics

11

国民年金保険料免除制度の申請手続きについて

住民課
戸籍年金G

- 国民年金保険料免除制度
本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付(免除)となる制度です。平成27年度の免除等の受付は7月1日から開始され、7月から平成28年6月までを対象として審査します。
 - 若年者納付猶予制度
30歳未満の方で、本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料の納付が猶予されます。平成27年度の免除等の受付は7月1日から開始され、7月から平成28年6月までの期間を対象として審査します。
 - 学生納付特例制度
学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除されます。平成27年度の免除等の受付は4月1日から開始されており、4月から平成28年3月までを対象として審査します。
- ※申請時点から2年1ヵ月前までの期間まで、さかのぼって免除等の申請ができます。
【平成27年度7月時点で免除などの申請が可能な期間】

	免除などの申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成24年度分	平成25年6月	平成24年度所得証明書(平成23年分所得)
平成25年度分	平成25年7月～平成26年6月	平成25年度所得証明書(平成24年分所得)
平成26年度分	平成26年7月～平成27年6月	平成26年度所得証明書(平成25年分所得)
平成27年度分	平成27年7月～平成28年6月	平成27年度所得証明書(平成26年分所得)

広告

市民斎場総合ホール

北野華苑

野幌 江別
江別市 野幌末広町31-2
江別市 一番町4-2

「セレモニーきたの会」会員募集中!!

3,000円のみで、永久会員に! 積立てではありません。
多数の特典が受けられます。



有限会社 北野葬儀社

江別市2条5丁目6-1 TEL 011-382-2332

長谷川
090-3117-6260
山本
090-2692-2790

ご家庭の防災無線受信機は大丈夫!?

お問い合わせ: まちづくり課企画情報G

防災無線受信機をご家庭に設置している方から「放送が聞こえない」との問い合わせが多数ありますが、ほとんどが電池の消耗が原因です。受信機の電池が消耗してくると、放送中に雑音が入ったり、全く受信できなくなりますので1年に1回は電池を交換してください。

また、受信機(有料)を設置していない方で、設置をご希望の方は担当までお問い合わせください。

■平成27年度の保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人あたりの額】} \\ \hline 51,472\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline (\text{所得}-33\text{万円}) \times 10.52\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \text{《上限額：57万円》} \\ \hline \end{array}$$

□今年度の保険料額は、現金（または口座振替）で納付の方には7月に、年金からの天引きの方には10月に個別にお知らせします。（年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します）

■保険料の軽減

□均等割の軽減（年額）

・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）	軽減後（年額）
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	51,472円	5,147円
33万円	8.5割軽減		7,720円
33万円+ (26万円×世帯の被保険者数)	5割軽減		25,736円
33万円+ (47万円×世帯の被保険者数)	2割軽減		41,177円

□所得割の軽減

・被保険者個人の所得で判定します ～ 所得から33万円を引いた額が58万円以下⇒5割軽減

□被用者保険の被扶養者だった方の軽減

・この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減（年額5,147円）となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

■医療費通知の発行

健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知書を送付しています。新たに発行を希望される方はご連絡ください。

■新しい保険証に変わります（黄緑色⇒オレンジ色）

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、7月中に新しい保険証を交付します。お手元に届きましたらお持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- ・新しい保険証の有効期限は平成28年7月31日までです。
- ・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、お申し出ください。

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります（黄色⇒ピンク色）

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となります。下記の交付対象に該当する方には6月に申請についてご案内しています。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

南空知再発見
バスツアー

動物に触れよう！ハイジ牧場観賞バスツアー

日時：8月6日(木)

料金：大人2,500円 小人1,810円

見学場所：ハイジ牧場・道の駅マオイの丘公園・ながめま温泉(長沼町)、
株式会社ヒナタフーズ(由仁町)、南幌マルシェ(南幌町)

申込方法：7月6日(月)～16日(木)までにまちづくり課企画情報Gまでお申し込みください。

■一定以上所得者の負担割合の見直しについて

平成27年8月より、65歳以上の被保険者のうち合計所得金額160万円以上の方を基本とし、介護サービスの負担割合が1割から2割に変更となります。ただし、合計所得金額160万円以上の方でも、65歳以上の被保険者の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。7月末までに1割負担の方も含め、要介護（要支援）認定者全員に負担割合証を交付しますので、介護サービス利用時に事業所等に提示願います。有効期間は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までとなります。

■高額介護サービス費の見直しについて

同一世帯内の65歳以上の被保険者に現役並み所得相当の方がいる場合に、その世帯の介護サービス負担の上限額が月額44,400円に引き上げされます。

現役並み所得相当の方の基準は、高齢者医療と同様課税所得145万円以上となりますが、そのうち同一世帯内の65歳以上の被保険者の年収が、1人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合には、町にあらかじめ申請することで一般の上限額37,200円が適用となります。

課税所得145万円以上の方がいる世帯で一般の上限額が適用となる方には申請のご案内をしますので、申請書の提出を願います。

利用者負担段階区分	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当世帯	44,400円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者	15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯)

■補足給付(特定入居者介護サービス費)の見直しについて

低所得者の方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの自己負担となっています。超えた分は介護保険から補足給付されています。

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 本人・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)*	0円	300円
第2段階 本人・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)*	370円	390円
第3段階 本人・世帯全員が住民税非課税で利用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)*	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額となります。

この補足給付が下記のとおり見直されます。

■配偶者の所得の勘案

申請書に配偶者の氏名、生年月日、住所等の欄を設け、これに記入することで、世帯分離していても配偶者の所得を勘案します。

■預貯金等の勘案

預貯金、有価証券、金銀などの貴金属、投資信託、タンス預金、負債(住宅ローン等)について、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下であることが要件に追加されます。申請の際、申請日の直近から、原則として2ヵ月前までの通帳の写し等を添付してください。

■非課税年金の勘案(平成28年8月より予定)

第2段階と第3段階は、課税年金収入及び合計所得金額の合計額で判定していますが、遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額もこの額に含めて判定します。

■税証明等の種類

所得証明書、課税証明書、納税証明書、未納税額のない証明書、固定資産評価証明書、公課証明書、家屋証明書

※未納税額のない証明書は、入札参加資格審査請求用、指名願資格申請用、公営住宅入居用、住宅リフォーム等助成金事業資格登録申請用となります。

■税証明等をご本人以外の方が申請する場合は委任状の提出が必要となります。

その際は代理人の方が申請者となります。

○委任状が必要なケース

■個人の方が納税義務者の場合

- ・ご本人またはそのご家族（住民票上の同一世帯）以外の方が申請するとき
- ・ご本人が町外に転出されていて、その方のご家族が申請するとき

■法人が納税義務者の場合

- ・代表取締役以外の方が申請するとき

○委任状が不要なケース

- ・ご本人若しくはご本人のご家族（住民票上同一世帯）の方が申請するとき
- ・法人の代表取締役の方が申請するとき（代表取締役であることを確認できるものが必要）

■税証明等の申請に係る身分の確認について

今までも身分証明書の確認を行っていましたが、より厳格に身分証明書の確認をすることにより適正な税証明等の交付を行います。

○ご本人若しくはご本人のご家族（転出者のご家族は、「代理人の方」に該当します。）、または法人の代表取締役が申請されるとき

- ・身分証明書及び代表取締役であることを確認できるもの

○代理人の方

- ・代理人の身分証明書及び委任する方の身分証明書の写し
- ・法人からの委任による場合は、代理人の方の社員証の提示、名刺等の提出も必要となります。

※身分証明書は、顔写真がついているものは1点により確認、顔写真がついていないものは2点で確認します。

■郵送による申請について

郵送の場合は窓口申請の提出書類に加え、次のものが必要となります。

- ・税証明等申請書（町ホームページにてダウンロードできますが、申請に必要な事項を記載したものであれば、様式は問いません。）
- ・郵便定額小為替（手数料分）
- ・返信用封筒（切手を貼り、宛名を記載したもの）

■ご不明な点は、税務課課税Gまでお問い合わせください。

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。パートタイマーや家族従業員も加入することができます。

■安 全…国の制度だから安全で安心して利用できます。

■有 利…掛け金は全額非課税です。 ※手数料もかかりません。

■簡 単…社外積立で管理も簡単ですし、納付状況や退職金試算額を事業主の方々にお知らせします。また、退職金は中退共から直接支払われます。

■申込み お近くの金融機関等の窓口からお申込ください。

■お問い合わせ 中小企業退職金共済事業本部 ☎03～6907～1234 FAX03～5955～8211

ホームページ：<http://chutaikyō.taisyokukin.go.jp/>